第１号介護予防支援事業・介護予防支援事業契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下、「利用者」といいます）と指定介護予防支援事業者である月島おとしより相談センター（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う第１号介護予防支援事業・介護予防支援事業について、次のとおり契約します。

第１条（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、介護予防ケアマネジメント計画・介護予防サービス計画の作成を支援し、指定介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者等との連絡調整その他の便宜を図ります。

第２条（契約期間）

１　この契約の契約期間は＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日から利用者のサービス提供期間満了日までとします。

２　契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第３条（第１号介護予防支援・介護予防支援担当職員）

事業者は、第１号介護予防支援・介護予防支援担当職員を利用者へのサービスの担当者として任命します。

第４条（介護予防ケアマネジメント計画・介護予防サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を第１号介護予防支援・介護予防支援担当職員に担当させ、介護予防ケアマネジメント計画・介護予防サービス計画の作成を支援します。

①利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

②当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防ケアマネジメント計画・介護予防サービス計画の原案を作成します。

④介護予防ケアマネジメント計画・介護予防サービス計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。またその写しを利用者に交付します。

⑤その他、介護予防ケアマネジメント計画・介護予防サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第５条（経過観察・再評価）

事業者は、介護予防ケアマネジメント計画・介護予防サービス計画作成後、次の各号に定める事項を第１号介護予防支援・介護予防支援担当職員に担当させます。

①利用者およびその家族と毎月（必要に応じて）連絡を取り、経過の把握に努めます。

②介護予防ケアマネジメント計画・介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。

③利用者の状態について定期的（必要に応じて）に再評価を行い、状態の変化等に応じて介護予防ケアマネジメント計画・介護予防サービス計画変更の支援、要支援認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第６条（介護予防ケアマネジメント計画・介護予防サービス計画の変更）

利用者が介護予防サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が介護予防ケアマネジメント計画・介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合、事業者と利用者双方の合意で介護予防ケアマネジメント計画・介護予防サービス計画を変更します。

第７条（給付管理）

事業者は、介護予防ケアマネジメント計画・介護予防サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

第８条（要支援認定等の申請に係る援助）

１　事業者は、利用者が要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請もしくは要介護申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

２　事業者は、利用者が希望する場合は、前項の申請を利用者に代わって行います。

第９条（サービスの提供の記録）

１　事業者は、第１号介護予防支援・指定介護予防支援業務の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後、第1号介護予防支援事業は５年間、指定介護予防支援事業は２年間保管します。

２　利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第１項のサービス実施記録を閲覧できます。

３　利用者は、当該利用者に関する第１項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

４　第１１条１項から３項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は直近の介護予防ケアマネジメント計画・介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第１０条（料金）

事業者が提供する第１号介護予防支援・介護予防支援に対する料金規定は【契約書別紙】のとおりです。

第１１条（契約の終了）

１　利用者は、事業所に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。

２　事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、１ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。

３　事業者は、利用者またはその家族等が事業者や第１号介護予防支援・介護予防支援担当職員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

４　利用者またはそのご家族等が職員に対する暴力及び暴言行為、性的な言動及び行為、誹謗中傷、理不尽な要求、特定の職員に対する嫌がらせ等を行った場合

そのような行為を繰り返す場合には、サービスの一時中断や契約を解除することが出来ます。

５　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①利用者が介護保険施設に入所した場合

②利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、
又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合

③事業対象者が、要介護と認定された場合

④利用者が死亡した場合

第１２条（秘密保持）

１　事業者、第１号介護予防支援・介護予防支援担当職員その他事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

２　事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

３　事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第１３条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第１４条（身分証携行義務）

第１号介護予防支援・介護予防支援担当職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第１５条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した第１号介護予防支援・指定介護予防支援または自らが介護予防ケアマネジメント計画・介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第１６条（善管注意義務）

事業者は、利用者により委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第１７条（居宅支援事業所への委託）

１　事業者は、第４条、第５条、第６条、１０条に定める事務の実施を、居宅支援事業所に委託することができることとします。　なお、１２条に規定する個人情報の取扱いについては、委託先の居宅支援事業所は事業所と同様の義務を負うものとします。

２　前項により委託する場合は、その居宅支援事業所の事業者名、所在地及び担当者氏名等をお知らせします。

第１８条（本契約に定めのない事項）

１　利用者と事業者は、信義誠意をもって本契約を履行するものとします。

２　本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第１９条（裁判所轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を所管する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、１通ずつ保有するものとします。

契約締結日　　年　　月　　日

契約者氏名

事業者

＜事業者＞　　月島おとしより相談センター　（指定番号）１３００２０００３５

＜住所＞　　東京都中央区月島四丁目１番１号

＜代表者＞　　東京都墨田区太平三丁目１７番８号

社会福祉法人　賛育会　　理事長　平野 昭宏

＜事業所管轄施設＞　マイホーム新川　　施設長　赤荻 佐和　　印

利用者

＜住所＞

＜氏名＞

（代理人）

＜住所＞

＜氏名＞